

2025年（令和7年）3月11日

指定地域密着型(介護予防)サービス事業所
指定介護予防訪問型サービス事業所
指定介護予防通所型サービス事業所 管理者各位

藤沢市長 鈴木恒夫
(公印省略)

令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業、また、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の運営にご尽力をいただきお礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、算定する年度ごとに指定権者に対して加算届等の提出が必要です。令和7年度算定分について、次のとおり受付を行いますので、提出書類等を web ページでご確認いただくとともに、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

1. 提出期限 **2025年（令和7年）4月15日（火）（必着）**

※こちらは最終提出期限となりますが、締切日間際は窓口・受付処理が大変混雑いたします。可能な限りお早目のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

2. 提出方法 **e-kanagwa 電子申請システムから提出**

※藤沢市 web ページからリンクがありますので、ご活用ください。

※電子申請から提出する場合は、提出書類を「PDF データ」にしてご提出ください。

3. 提出書類等の掲載場所（藤沢市 web ページ）

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護保険 > 事業者の方へ
> 事業者指定・変更・加算届 > 介護職員等処遇改善加算等

（裏面あり）

4. 留意事項

- (1) 4月1日以降に新たに当該加算を算定する場合又は算定区分を変更する場合は、利用者及び利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者(地域包括支援センター)等に加算算定予定である旨の説明を3月中に行う必要があります。
 - (2) 藤沢市以外の市区町村や都道府県からも指定を受けている事業者は、当該各指定権者への届出も必要です。詳細は各指定権者にご確認ください。
 - (3) 今回の届出の目的は、令和7年度の介護職員等処遇改善加算の算定についてのみです。提出書類の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表」には、この加算以外の加算項目等に関しては記入せず、変更事項等がある場合は、別途、変更届等を作成し、提出してください。
5. 藤沢市の指定を廃止する場合や、介護職員等処遇改善加算を算定していたが、今後藤沢市において算定しない場合は、必要な届出を提出してください。

以 上

【事務担当】

介護保険課 企画・事業所担当

TEL 0466-50-8270

FAX 0466-50-8443